

# 壮瞥町いじめ防止基本方針

平成28年3月

(平成30年3月30日改定)

壮瞥町教育委員会

# 目 次

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 基本方針策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・・・ 4

## 第2章 いじめの防止等のために町が実施する施策

- 1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 教育委員会が取り組む主な施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

## 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

- 1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 学校におけるいじめの防止等に関する取組・・・・・・・・・・・・ 11

## 第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 教育委員会による調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置・・・・・・・・ 20
- 4 重大事故が起きたときの対応の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 基本方針策定の目的

本基本方針は、壮瞥町の子どもたちがいじめによって辛く悲しい思いをすることがないように、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにもどの学校でも起こりうる」との意識を持ち、いじめの問題への対策を、町民がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く壮瞥町全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条に規定するいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として策定するものである。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本基本方針は、かけがえのない存在である児童生徒一人一人が、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に、「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組んでいくことを基本理念として、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめは、どの学校にもどの子どもにも起こりうるものであるという認識の下、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われないよう、社会全体で「いじめを起こさせない」よう未然防止に努める。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒の理解を深め、自覚を促す。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関の連携の下、社会全体で、いじめの問題の克服を目指す。

### 3 いじめの定義

いじめの定義は、法第2条第1項に規定されている定義を踏まえて取り組むものとする。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。この際、いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- ・ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- ・ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- ・ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応することが必要である。
- ・ いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、好意から行ったことが意図せず相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったものの、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有して対応する。
- ・ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。
- ・ 具体的ないじめの態様は、次のようなものがある。
  - 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - 金品をたかられる
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

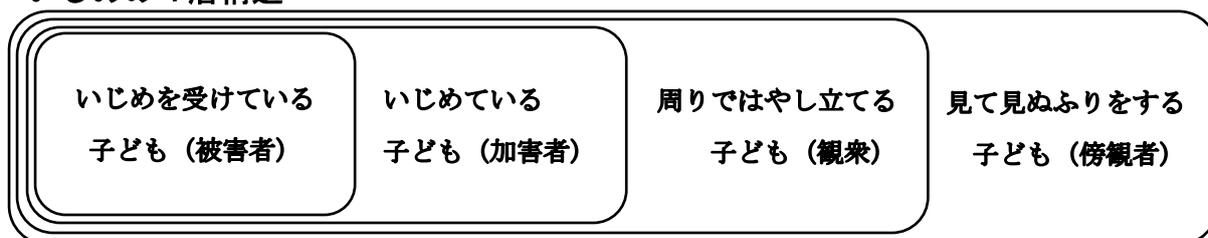
○ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷等の嫌なことをされるなど

- ・ 「いじめ」の中には、犯罪行為として早期に警察に相談するものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものもあり、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ることが重要である。

#### 4 いじめの理解

- ・ いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害者にも加害者にもなり得る。
- ・ 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを理解して対応に当たる。
- ・ 「友人関係」における双方の力関係のバランスが崩れると、「遊び・ふざけ」が「いじめ」へと変わることにも注意する必要がある。
- ・ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題を理解して対応するとともに、「観衆」としていじめをはやし立てたり面白がったりする存在や、いじめを見て見ぬふりをして周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

#### いじめの4層構造



#### 5 いじめの防止等に関する基本的な考え方

「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で取り組むとともに、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」という共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関と連携し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものとする。

##### (1) いじめの未然防止

- ・ いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるもの」との認識を持って、全ての児童生徒

を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。

- 全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくっていくためには、教職員及び関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
- 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが必要である。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。
- 全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。
- いじめの問題への取組の重要性について町民全体に認識を広め、共通認識の下、家庭・地域と一体となって取組を推進することが必要である。

## (2) いじめの早期発見

- いじめは、早期に発見することで、早期解消につながることから、教職員をはじめ、児童生徒に関わる全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さず、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。
- いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

## (3) いじめの早期対応

- いじめがあることが確認された場合、学校は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童生徒や周囲の児童生徒に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等の対応を、迅速かつ組織的に行うことが必要であり、また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

- ・ 教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

#### (4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできず、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

- ・ 被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を経過していること。
- ・ さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、上記の期間に関わらず、より長期の期間を設定する。

##### ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
- ・ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
- ・ 学校は、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

#### (5) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- ・ 地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。
- ・ 子どもの教育については、保護者の責任が最も大きいことから、規範意識などを養うための指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校とが、いじめの問題も含めた児童生徒の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むように努めることが必要である。
- ・ 児童生徒が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童生徒や大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、地域の取組などに参加する機会をつくることも重要である。
- ・ 学校や教育委員会において、いじめに関係した児童生徒に対して、必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携が必要であり、日頃から、学校や教育委員会と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

## 第2章 いじめの防止等のために町が実施する施策

### 1 いじめ防止基本方針の策定と組織の設置等

#### (1) いじめ防止基本方針の策定及び見直し

- ・ 法第12条に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定し、町ホームページ等において公表するとともに、より実効性の高い取組を実施するため、定期的に点検し、必要に応じて内容の見直しを行うこととする。

#### (2) 組織の設置等

##### ① いじめ問題対策連絡協議会

- ・ 法第14条第1項の規定により、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、警察その他の関係者による構成される「壮警町いじめ問題対策連絡協議会」を置き、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るものとする。

##### ② 教育委員会の附属機関

- ・ 法第14条第3項の規定により、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、本基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会として必要な附属機関を置き、必要に応じて調査を行うほか、いじめ防止等のための調査研究や、第三者機関として当事者間の関係を調整するなど問題の解決を図る。
- ・ 本附属機関は、法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、組織の構成も調査を前提として、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本として、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

##### ③ 重大事態の再調査を行う町長の附属機関等

- ・ 法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者による附属機関等を設けて調査を行うなどの方法により、調査の結果に

ついて適切に調査（再調査）を行うものとする。

## 2 教育委員会が取り組む主な施策

### (1) いじめの未然防止

- ・ 児童生徒や保護者、教職員の悩みや不安を解消するため、各学校にスクールカウンセラーを派遣するとともに、北海道教育委員会と連携し、スクールソーシャルワーカーの派遣制度等を活用した相談体制の充実を図る。
- ・ いじめの防止に向けて、「いじめ撲滅宣言」の採択など、各学校における生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の支援に努める。
- ・ 命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、児童生徒の人権意識の向上を図るため、人権擁護委員と連携し、各学校において「人権教室」を開催する。
- ・ 児童生徒の規範意識の向上を図るため、警察と連携し、「非行防止教室」を実施する。
- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。
- ・ 挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。
- ・ いじめ防止等のための教職員の対応力の向上を図るため、「いじめ・不登校等対策研修会」の実施など、各学校の生徒指導担当者をはじめとした教職員対象の研修や、関係機関との連携による会議を計画的に実施するとともに、各学校における校内研修の充実を推進する。
- ・ 各学校において、PTAや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進に努める。
- ・ いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談機関等について、必要な広報その他の啓発活動を行う。

- ・各学校におけるいじめの実態把握及び防止等のための取組等について、定期的に報告を求め取組状況等を点検するとともに、必要に応じて、学校に対する取組の充実を促すなど、適切に指導・助言する。
- ・いじめの防止等のために必要な事項や対策の実施の状況についての調査研究及び検証について、国や北海道の調査研究結果をいじめの防止等の対策に活用する。

## (2) いじめの早期発見

- ・いじめの実態把握や早期発見、早期対応等を図るため、全校の児童生徒に対し、北海道教育委員会が定期的に年2回実施するいじめアンケート調査に加え、必要に応じ、壮瞥町独自の調査を実施する。
- ・スクールカウンセラーによる教育相談やスクールソーシャルワーカーの派遣制度等を活用するとともに、各種相談窓口の周知を行う。
- ・インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールや各学校が実施するネットパトロールなどを通じて、不適切な書き込み等を発見した際は削除を依頼するなど、学校と連携・協力して、適切な対応を図る。

## (3) いじめの早期対応

- ・本基本方針を踏まえ、学校に対して、いじめの早期解消に向けた迅速な対応等に関し、必要な指導・助言を行う。
- ・いじめが発生した場合には、状況に応じて、スクールカウンセラーを派遣するなどの必要な支援のほか、聴き取りやアンケートによる調査、教育委員会の附属機関を活用した調査等を行うとともに、学校と連携・協力して、いじめの解消に向けた迅速な対応を進める。
- ・いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするため、教育上必要があると認めるときは、教育的配慮に十分に留意した上で、出席停止を命ずる等、適切な対応に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- ・いじめに関わった児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な対応を行うため、学校相互間の連携・協力体制の調整を行いながら、いじ

めの解消に向けた対応を進める。

(4) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

- ・ 子どもの教育については、保護者の責任が最も大きく、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、学校と家庭との連携が重要であることから、学校におけるPTAや地域の関係団体等との取組の支援に努める。
- ・ 要保護児童対策地域協議会や児童相談所、警察などの関係機関との連携を図るため、日頃から担当者間での情報交換や連絡会議の開催などを進める。

(5) 重大事態への対処

⇒ (P 19 「4 重大事態への対処」を参照)

(6) 学校や教職員の評価及び学校運営改善の支援

- ・ 学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たり、適切に評価するための必要な指導・助言を行うとともに、いじめの防止等に適切に取り組むことができるようにするため、学校運営の改善を支援する。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会と適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進することが必要である。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定と組織の設置

##### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、法第13条に基づき、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとする。

##### (2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

法第22条に基づき、各学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「学校いじめ防止対策組織」を置き、組織的に対応する体制を構築するものとする。

#### 2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、国の基本方針に添付された「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」などを参考にしながら、次のような事項に留意し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組むものとする。

##### (1) いじめの未然防止

###### ① 取組の基本的方向

- ・ いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むものとし、未然防止の基本は、児童生徒が他者への思いやりや、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていく。
- ・ 教師自身が、子どもたちから信頼されるよう豊かな人間性を高めるなど、絶えず自己研鑽しながら学級運営を進め、児童生徒一人一人が自分の居場所を感じるなど、自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土を作っていく。

- ・ 全ての教育活動において、子どもたちが生き生きと活動できるよう指導を工夫するとともに児童生徒一人一人が他者への思いやりの心を持ち、互いに認め合い、支え合い、助け合う人権尊重の態度を身に付けるなど、道徳性を高めていく活動を重視する。
- ・ 全教職員の共通理解の下、いじめを見逃したり助長したりすることのないよう、その指導の在り方に注意を払うなど、いじめの問題への対応力の向上に努めながら、児童生徒が元気で明るく学校生活を送ることができる学校づくりを進めていく。

## ② 具体的取組

- ・ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動等の充実を図る。
- ・ 挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活の決まりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童生徒の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。
- ・ スクールカウンセラーの積極的な活用を図るとともに、養護教諭、担当教職員等による定期的な教育相談を実施するなど、相談しやすい体制づくりを図る。
- ・ 学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・ いじめの防止に向けて、「いじめ撲滅宣言」の採択など、児童会及び生徒会活動等の自主的な企画及び運営による取組の推進を図る。
- ・ 関係機関との連携により、「人権教室」や「非行防止教室」を開催し、命や思いやりの大切さ、差別やいじめのない社会の大切さなど、児童生徒の人権意識や規範意識の向上を図る。
- ・ P T Aや関係機関と連携の上、携帯電話やスマートフォン等のインターネットやメール利用に関する研修会を開催するなど、インターネットを通じて行われるいじめやトラブルを防ぐための児童生徒への情報モラル教育の充実を図るほか、家庭におけるルールづくり等の取組の重要性など、保護者への啓発の推進を図る。

## (2) いじめの早期発見

### ① 取組の基本的方向

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいや装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの視点を持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。
- ・ 日頃から、家庭・地域と連携し、児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ必要がある。
- ・ 学校は、定期的ないじめアンケート調査や教育相談の実施、各種相談窓口の周知等により、児童生徒や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むことが大切である。

### ② 具体的取組

- ・ いじめの実態把握や早期発見、早期対応等を図るため、全児童生徒に対し、北海道及び教育委員会が実施するいじめアンケート調査のほか、学校独自の調査の実施など、定期的にいじめアンケート調査を実施する。
- ・ 個人面談や家庭訪問等の機会の活用や、個人ノート及び生活ノートなどの日記等の活用、コミュニケーション能力等の把握調査の活用、長期欠席児童生徒の報告などから、いじめの早期発見を図る。
- ・ 各種相談窓口を周知するほか、校内における日頃の日常観察や情報交換、家庭及び地域との連携による情報の収集を図る。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめへの対策として、北海道教育委員会が実施するネットパトロールに加え、学校でもネットパトロールを行うなど、定期的なネット巡視により早期発見を図り、不適切な書き込み等を発見した際は削除の依頼等、関係機関と連携・協力して適切な対応を図る。

## (3) いじめの早期対応

### ① 取組の基本的方向

- ・ いじめの発見・通報を受けたときには、特定の教職員が抱え込まず、速

やかに法第22条の組織を活用し、全教職員の共通理解の下、組織的に対応することが必要である。

- ・ 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長に主眼を置き、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することが大切である。
- ・ 学校は教育委員会に報告するとともに、事案の内容によっては、児童相談所や警察等の関係機関とも連携の上対処することが必要である。

## ② 具体的取組

### ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めさせ、また、相談や訴えがあったときは、真摯に傾聴し、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を最優先に確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、法第22条の組織に直ちに情報を共有し、その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ・ いじめが犯罪行為と認めるときは、被害児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察と連携して対処する。

### イ いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ・ 被害児童生徒から事実関係の聴取を行い、その際、被害児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、自尊感情を高めるよう留意するとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝え、被害児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、安全を確保する。
- ・ 被害児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、寄り添い支える体制をつくとともに、必要に応じて加害児童生徒を別室において指導することや、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

- ・ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察し、折に触れ必要な支援を行う。

#### ウ いじめた児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ・ 加害児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は、複数の教職員が連携して、組織的に対処し、その再発を防止する措置を講ずる。
- ・ 事実関係の聴取後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ 加害児童生徒の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させた上で、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 加害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けて、当該児童生徒の安心、安全健全な人格の発達に配慮するとともに、個人情報等の取扱い等プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ・ 毅然とした指導、対応を行い、教育上必要があると認めるときは懲戒を加えることや、出席停止を命ずることも考えられるが、その際は、教育的配慮に十分に留意し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### エ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、学級全体で話し合うなど、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消は、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に

踏み出すことをもって判断されるべきであり、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### ③ 基本的な対応の流れ

#### 1 いじめの問題の察知

- (1) 本人及び保護者からの訴え・相談、教職員の観察、アンケートの実施、他の児童生徒からの報告、スクールカウンセラーからの報告、地域からの情報

#### 2 事実確認・教育委員会への速報

- (1) 事実関係を確認し報告
  - ・ 学級担任→学年主任→生徒指導部→教頭→校長
  - ・ 法第22条の組織を中心とした対応
- (2) 正確な事実確認
  - ・ 担任、養護教員、他の教職員による関係する児童生徒からの情報収集
- (3) 教育委員会への速報
  - ・ いじめの状況を把握し、適切な指導・助言を行う。

#### 3 教職員の共通理解

- (1) 全教職員での情報共有
- (2) 今後の対応方針の決定

#### 4 児童生徒への支援・指導

- (1) 被害児童生徒への支援
- (2) 加害児童生徒への指導
- (3) 学級及び全校への指導（観衆、傍観者への指導）

※ 複数の教職員で対応に当たる。

※ 担任が一人で抱え込むことのないよう、組織で対応することが重要。

#### 5 保護者への対応

- (1) 被害児童生徒の保護者への対応
  - ・ 事実の経過、今後の指導方針について説明し、理解と協力を得る。
  - ・ 心のケアや今後の生活について協議する。
- (2) 加害児童生徒の保護者への対応
  - ・ 事実、指導の経過を説明し、再発防止に向け、理解と協力を求める。
- (3) 被害者への謝罪など

## 6 教育委員会への報告（対応状況報告）

- (1) 状況に応じた心のケア等の指導・助言を行う。
- (2) 再発防止に向けた指導・助言を行う。
- (3) 必要に応じ、「教育委員会の附属機関」の活用を図る。

## 7 いじめの解消に向けた対応

- (1) 被害児童生徒及びその保護者との面談を行う。
- (2) いじめ解消に向けた支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランの策定と実行。
- (3) 学校いじめ対策組織によるいじめ解消の見極め判断を行う。

## 8 事後の対応

- (1) 全教職員において情報の共有化を図る。
- (2) 再発防止に向けた、見守り体制を確立する。
- (3) 必要に応じてカウンセリングなどの相談体制を整える。

## 9 指導の継続

- (1) 指導経過を記録し、いじめ対策の研修などへの活用や、今後の対応策に活かす。

## (4) 学校・家庭・地域・関係機関の連携

### ① 取組の基本的方向

- ・ 地域全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と家庭、地域との連携が必要である。
- ・ 子どもの教育については、保護者の責任が最も大きく、いじめを許さないなどの規範意識を養うための指導をより適切に行うためには、家庭との連携の強化が重要である。
- ・ 児童生徒が日頃から、より多くの大人と関わることにより、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら、児童生徒に対して地域の取組など参加する機会をつくることも大切である。
- ・ 子どもの日常生活において、いじめをなくし健全育成を図っていくためには、子どもの関わる学校関係団体の地域組織や行政施設・機関等との幅広い連携・協力を進めていくことが必要である。

② 具体的取組

- 保護者会や懇談会、個人面談、P T A活動、家庭訪問、学級通信などを通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- 要保護児童対策地域協議会や児童相談所、警察などの関係機関との連携を図る上から、積極的に各種連絡会議や大会等に参加するなど、情報交換を図るほか、学校相互間の情報共有を図る。

## 第4章 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

### 1 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合をいじめの重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
  - ・ ①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断し、例えば、自殺や重大な傷害、金品等の重大な被害、精神性の疾患の発症などが想定される。
  - ・ ②の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

### 2 教育委員会による調査

#### (1) 重大事態の報告及び調査を行うための組織

- ・ 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを町長に報告する。
- ・ 法第14条第3項に規定する教育委員会の附属機関は、法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態が発生した場合の調査組織を兼ねるものとし、組織の構成も調査を前提として、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者等で構成することを基本として、公平性・中立性の確保に努め、その事態の対処及び今後の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

#### (2) 実施する調査の内容

- ・ 調査は、事実関係を明確にするために行うものであり、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要となり、当該重大事態の状況に応じ、適切に調査を進める。
- ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。

- ・ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取した上で、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- ・ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査は、再発防止に資する観点から、遺族の気持ちに十分配慮しながら、自殺の背景調査を実施することが必要である。また、情報発信や報道対応については、個人のプライバシーへの配慮に留意し、正確で一貫した情報提供が必要である。～別添マニュアル参照

### (3) その他の留意事項

- ・ 事案の重大性を踏まえ、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討するなど必要な対応を行う。

### (4) 調査結果の提供及び報告

- ・ 調査の結果を受けて、調査より明らかになった事実関係や再発防止策について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。
- ・ 情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。
- ・ 調査結果については、教育委員会から町長に報告するものとし、説明結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて、町長に提出するものとする。

## 3 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- ・ 法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた町長は、法第30条第2項に基づき、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者による附属機関等を設けて調査を行うなどの方法により、調査の結果について適切に調査（再調査）を行うものとする。
- ・ 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

- ・ 町長は、再調査を行ったとき、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告するものとする。

#### 4 重大事故が起きたときの対応の流れ

##### (1) 事故発生時の対応

###### ① 学校の体制等の確立

- ・ 対応チームを編成し、正確な情報を収集するとともに、教育委員会へ報告する。
- ・ 当該保護者への対応を早急に行い、他の保護者等への説明やマスコミ対応等については、当該保護者の要望に配慮する。
- ・ 緊急職員会議を開催し、共通理解を図るとともに、報道機関への対応等、今後の対応方針について協議する。
- ・ 全ての教職員から、当該児童生徒の状況や指導等について、聴き取りを行う。

###### ② 当該保護者への対応

- ・ 当該保護者に対して、教職員からの聴き取り結果について説明するとともに、公表等の意向や今後の対応について確認する。
- ・ 当該保護者に、在校生へのアンケート調査など「詳しい調査」の実施の可否について確認する。
- ・ 当該保護者へ継続的に援助を行うとともに、情報の共有に努める。

###### ③ 児童生徒への対応

- ・ 当該保護者の了解を得た範囲で児童生徒に説明する。
- ・ 当該児童生徒と親しい関係にあった児童生徒の心のケアなどに配慮するとともに慎重に聴き取りを行う。
- ・ 当該保護者の意向に配慮し、通夜や告別式への参列及び引率を行う。

###### ④ P T A及び保護者への対応

- ・ P T A会長と協議し、協力を依頼するとともに、当該保護者の了解を得た上で保護者に対して正確に伝える。
- ・ 社会的影響等を考慮しながら、必要に応じて緊急保護者会を開催する。

- (2) 学校の日常回復に向けた対応
- ・ 日常の回復に向けた取組を検討するとともに、児童生徒や教職員の心のケアに配慮する。
  - ・ 児童生徒の心身の状態を確認し、保護者と連携して対応する。
- (3) 事故の調査の取組
- ・ 当該保護者の了承の下、教育委員会の附属機関（調査組織）による調査を行う。
  - ・ 当該保護者の意向を確認し「詳しい調査」の実施方法等について検討する。
- (4) 事故の調査結果の報告
- ・ 当該保護者に対し調査結果等を報告するとともに、再発防止策を明らかにする。
  - ・ 当該保護者の了承の下、調査結果等を町長及び保護者に報告する。
- (5) 事故後の児童生徒及び当該保護者への対応
- ・ 児童生徒及び教職員の心身の状況を定期的に把握するとともに、当該保護者と継続的に関わりを持つ。
  - ・ 事故が起きたときの対応を検証し、対応方法などの問題点や課題の解消を図る。